

令和 5年 4月 1日

岡山県立玉野光南高等学校長  
山 口 徹 尚

## 令和5年度 岡山県立玉野光南高等学校 運動部活動に係る活動方針

### 1 本校の運動部活動（26部）

- 男子（14部）：陸上競技、サッカー、野球、ハンドボール、バレー、バスケットボール、  
水泳、卓球、柔道、剣道、テニス、ソフトテニス、バドミントン、フェンシング  
女子（12部）：陸上競技、ハンドボール、バレー、バスケットボール、水泳、卓球、柔道、  
剣道、テニス、ソフトテニス、バドミントン、フェンシング

### 2 目標

- (1) 競技力向上を目指しながら、運動能力の伸長、精神面での成長、合理的な理論を身に付け、スポーツの振興に寄与する人材を育成する。  
(2) 集団による活動の中で、自己肯定感や自制心、協調性等を身につける。

### 3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

#### (1) 休養日

- ・原則、週当たり2日以上。ただし、設定が困難な場合は1日以上。
- 原則、土日のいずれかを休養日とするが、活動場所の都合でその限りではない場合がある。
- ・試合期等により1日以上休養日をもうけることができない場合は、違う週に休養日をもうけることとする。
- ・定期考査の1週間前からは活動中止とする。ただし試合前等の理由がある場合は全教職員共通理解のもと、短時間活動することとする。

#### (2) 活動時間

- ・平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。ただし（特に休業日に）練習試合や合同練習等を行う際は時間を延長する場合がある。その際は事前に生徒・保護者に通知することとする。
- ・下校時刻を厳守する。（19時00分完全下校）

#### (3) 遠征、合宿等

- ・遠征や合宿を実施する際は、1週間前までに、管理職へ報告する。

#### (4) 大会参加

- ・大会参加は、高体連・高野連主催大会への参加を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。

### 4 その他

#### (1) 体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取り組み

- ・顧問は、生徒の成長をサポートするために、やる気を引き出すようなコーチングに努めるとともに、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は、決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
- ・4月：部活動に係る体罰・ハラスメント等の根絶に関する研修・説明を行う。

#### (2) 部活動顧問会議（研修会の実施等）について

- ・年度初めに顧問会議を実施し、共通理解を図ることとする。
- ・部長会、部活動集会を開催し、目標の共通化を図り、活動の活性化につなげる。

#### (3) 部費の取扱いについて

- ・部費等、取扱いについては公費に準ずる（学校収支金マニュアルに基づく）こととし適切に管理する。
- ・決算報告については、管理職に提出し、保護者に報告する。

#### (4) その他

- ・顧問は活動日誌等を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、共通理解に努める。
- ・保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、理解と協力を得るように努める。